

身体拘束等の適正化のための指針

訪問看護ステーション平成の森

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等をしないサービス提供に努める。

当ステーションでは、利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束及びその他の行動を制限する行為を行わない。

1) 身体拘束禁止の対象となる具体的行為

介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の対象となる具体的行為は以下のとおりです。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

- ② 転落しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないようにY字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2) 日常のケアにおける留意事項

身体拘束等を行なう必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- (1) 利用者主体の行動・尊厳ある看護に努める。
- (2) 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。
- (3) 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- (4) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動はしない。
- (5) 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体的拘束等適正化委員会において検討する。
- (6) 「やむを得ない」と拘束に準じる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の看護に努める。

2. 身体拘束等の適正化に向けた組織体制

1) 身体拘束等適正化のための委員会の設置

身体拘束等の適正化を図る目的として委員会を設置する。

委員会は、「抑制防止委員会」とする。なお本委員会の委員は、虐待防止検討委員会を兼任す

る。

2) 委員会は、月に 1 回医療法人啓仁会川島病院で実施する。

3) ステーション内では、定期的（6 か月に 1 回）委員会を実施する。

4) 委員会の協議内容

(1) 身体拘束等適正化委員会の組織に関すること

(2) 身体拘束等適正化のための指針の整備に関すること

(3) 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること

(4) 身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

(5) 身体拘束等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

(6) 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

(7) 再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修

- 1) 訪問看護に関わる全ての職員に対して、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重したケアの励行を進め、身体的拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に本研修を実施する。
- 2) 研修は年1回以上実施する。新規採用時には必ず研修を実施する。
- 3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者を記録し、電磁的記録等により保存する。
- 4) 法人内研修にも参加する。

4. 訪問先で発生した身体拘束等の報告方法

- 1) 身体拘束等の案件については、その全ての案件を身体拘束等適正化委員会に報告するものとする。この際委員長が、定期開催の委員会を待たずして報告を要すると判断した場合には、臨時的に同委員会を招集するものとする。
- 2) 身体的拘束等を行なう場合には、次章の手続きに基づき利用者及び利用者家族に速やかに説明し、報告を行うこと。
- 3) 他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を確認した場合、具体的な状況、

時刻等を確認した上で管理者に報告を行うこと。当該報告を受けた管理者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聴き取りを行い実態の把握に努める。